

令和元年12月定例会

まちづくり常任委員会会議録

招 集 月 日	令和元年12月5日(木)
会 議 場 所	市役所 5階 理事者控室
開 会 日 時	令和元年12月5日(木) 午前 8時57分
閉 会 日 時	令和元年12月5日(木) 午後 3時06分
委 員 長	市ノ川 徳 宏
委員会出席委員	
委 員 長	市ノ川 徳 宏
副 委 員 長	芝 寄 和 好
委 員	阿 部 慎 也 田 中 克 美 秋 谷 修 川 崎 葉 子
委員会欠席委員	
議 長	
委 員 外 議 員	
傍 聴 者	な し

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 1 1 8 号	市道の路線の認定について	原案可決
第 1 2 1 号	令和元年度鴻巣市一般会計補正予算（第 7 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 1 2 4 号	令和元年度鴻巣市水道事業会計補正予算（第 1 号）	原案可決

委員会執行部出席者

（都市建設部）

都市建設部長	大 塚 泰 史
都市建設部副部長	三 村 正
都市計画課長	島 村 信 行
都市計画課副参事	堀 岳 夫
建築住宅課長	関 口 敬 一
建築住宅課副参事	中 島 隆 晶
都市建設部参事兼市街地整備課長	清 水 千 之
市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所長	中 越 好 康
都市建設部参事兼道路課長	中 根 治 人
道路課副参事	大 堀 勝 彦
下水道課長	山 崎 眞 也
下水道課副参事	原 口 登志美
都市建設部参事兼水道課長	矢 部 正 樹
水道課副参事	原 口 均
都市建設部参与兼産業団地プロジェクト	福 田 順 一
産業団地プロジェクト課長	戸ヶ崎 徹
吹上支所長	瀬 山 慎 二
川里支所長	関 根 和 俊

書 記 小野田 直 人

書 記 中 島 達 也

(開会 午前 8 時 5 7 分)

(委員長) ただいまからまちづくり常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。阿部慎也委員と川崎葉子委員をお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第118号 市道の路線の認定について、議案第121号 令和元年度鴻巣市一般会計補正予算(第7号)のうち本委員会に付託された部分、議案第124号 令和元年度鴻巣市水道事業会計補正予算(第1号)の議案3件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案第118号を議題とし、執行部からの説明の後、休憩して現地視察を行います。その後再開し、質疑、討論、採決といたします。そのほかの議案については、議案番号順に執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。この方法で異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) 異議なしと認め、決定をいたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

初めに、議案第118号について執行部の説明を求めます。

(都市建設部参事兼道路課長) おはようございます。議案第118号 市道の路線の認定について、道路法第8条第2項の規定に基づき議決を求めらるものでございます。

それでは、路線認定の4路線について順次ご説明いたします。議案及び本日お配りさせていただきました参考資料の公図の写しもあわせてごらんいただきたいと思います。

初めに、図面ナンバー1の市道認定図をごらんください。市道C-362号線でございますが、起点を鴻巣市登戸字本村326番12地先とし、終点を鴻巣市登戸字本村328番6地先とします。幅員5.0メートル、延長86.78メートルの路線でございます。

続きまして、次ページの図面ナンバー2、市道認定図をごらんください。

市道H-223号線は、起点を鴻巣市鴻巣字沼田1169番2地先とし、終点を鴻巣市鴻巣字沼田1151番12地先とします。幅員6.0メートル、延長62.24メートルの路線でございます。また、市道H-224号線でございますが、起点を鴻巣市鴻巣字沼田1080番8地先とし、終点を鴻巣市鴻巣字沼田1075番5地先とします。幅員6.0メートル、延長79.28メートルの路線でございます。

続きまして、次ページの図面ナンバー3、市道認定図をごらんください。

市道吹1129号線は、起点を鴻巣市明用字壺ノ耕地177番10地先とし、終点を鴻巣市明用字壺ノ耕地177番14地先とします。幅員4.5メートル、延長59.31メートルの路線でございます。

以上4路線につきましては、いずれも開発事業による道路の帰属に伴い認定するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長) 説明が終わりました。

これより現地視察のため、暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時02分)



(開議 午前11時29分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第118号について質疑を求めます。質疑はありますか。

(田中) それでは、これ路線の順番でしたほうがいいのですか、一括でしていいのですか。

(何事か声あり)

(田中) わかりました。

それでは、まず登戸字本村のところを見させていただきまして、道路の幅が5メートル。ちょっと気になったのが、ごみの集積所がちょっと見当たらなかつたのと、下水が新しいマンホール、小さかつた。それと、集水施設というのか、浸透の施設がちょっと変わって、深く掘っていたなというのは気づいたのですが、まずその辺について説明を求めます。

3点。

(都市建設部参事兼道路課長) まず1点目のごみの施設というのは、ごみ集積所、登戸ですよね。ごみ集積所、あります。これは5.0平米、5平米ということでございます。

次に、下水のマンホールの小さいについては、下水道課長……

(下水道課長) 現地のほうには小型のマンホールが1個あったと思うのです。通常のマンホールは2カ所ございます。

以上です。

(浸透ますみたいなやつの声あり)

(道路課副参事) 委員おっしゃられるのが、ちょうど角になるところになっていると思われれます。現地のほうはシステムパネル、貯留浸透施設があった場所を、恐らくますか何かが支障となって移設をしていたのだからかなというのが現地推測、見た感じでは推測されます。玄関前のところに新しいシステムパネルの組み合わせたもの、ばらばらのものも一部ございましたので、同じような容量を持ったものを現地にまた再度設置するのだというふうにはちょっと推測はさせていただいたところです。

(都市計画課長) 先ほどごみ置き場の関係なのですけれども、公園の施設とは別に、ちゃんと分筆しておりますけれども、これは先ほど見ていただいた公園の一角にごみ施設はあります。

(田中) 次に、2点目は沼田の現場なのですが、一応道路が2つに分かれておりまして、ここは一応道路幅が6メートルということで、公園もちょうど真ん中辺にあって、置いてありました。それで、あそこは下水はないのですよね、本下水。ちょっとそれ確認します。

(都市建設部参事兼道路課長) 下水施設、排水施設、下水道はございます。

以上です。

(田中) マンホールみたいなのがたしかでっかいのが敷地内にあったかなと思ったのですが、あれが浸透ますと考えていいですか。

(道路課副参事) 各予定しているところのちょうど道路際に角ます、四角いですがあったもの、現地に確認していただいたかなと思います。そ

ちらにつきましては、浸透の雨水用のますです。

以上です。

（田中）明用字壺ノ耕地でいいのですか。そこのところは、たしか4.5メートルでしたか。道路幅4.5メートルで、公園はなくて、ごみ集積所も見当たらなかったのですが、その公園の基準というのは何平米からあるかというのをちょっとお聞きしておきます。

（都市計画課長）一般の住宅ですと、一応3,000平米を開発で超えた場合については3%または、かつ100平米以上の公園ということで、開発指導要綱のほうで決まっております。

以上です。

（川崎）それでは、まず1点目は確認なのですけれども、それぞれC-362号線につきましては、開発許可が平成31年1月29日で、8月5日に帰属、これは現地で聞きました。続きまして、H-223号線、224号線については確認なのですが、平成31年1月10日開発許可。7月何日に帰属されていたのかが確認です。

吹1129号線につきましては平成31年1月25日開発許可、7月18日に帰属ということを知っておりますけれども、まず1点この確認です。

（都市建設部参事兼道路課長）川崎委員おっしゃられたとおり、C-362号線、開発許可日1月29日、帰属日が8月5日で合っております。そのとおりでございます。

次に、沼田H-223、H-224の路線につきましては、1月10日、合っております。その次の所有権の移転日なのですけれども、これは7月23日となっております。

次に、明用のほうの吹1129号線なのですけれども、開発許可日は平成31年1月25日で合っております。開発の帰属日の道路用地の帰属日に関しましても、令和元年7月18日で合っております。

以上です。

（川崎）それでは、開発許可をこれまで本市で出さなかったということがあったのかどうか、そういう例があったのか、なかったのか、お伺いします。

(建築住宅課長) 開発の申請、分譲地等の開発の申請があつて、申請を不許可にした例というのは、余り古いのはわかりませんが、ここ最近ではないと思います。事前によく相談を受けてやっておりますので、そもそも開発ができないような場所で開発の許可を出してくるというようなことはほぼないというふうなことです。

以上です。

(川崎) 全国的にそういう例があるかどうかということも聞いていますか。要するに地形的な問題で、広島や何かも土砂崩れがあつたりしましたね。そういう地形的な問題も踏まえてということですか。本市においてはそのようなところはないわけなのですかけれども、やはり台風19号などの浸水とかということもありましたので、市民の側からすると、市で開発許可が出たというところは、ある意味大変信用しているということにもなりますので、そういうふうに全国的なそういう地形的な面も含めて把握していますか。

(建築住宅課長) 開発について、そういった土砂崩れ等の危険な区域というのは原則的には開発区域に含んではいけないということに都市計画法でなっております。例えば建築基準法で決められている災害危険区域ですとか、それから地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、それに急傾斜地崩壊危険区域、こういったようなものについては、原則としては開発区域に含めないというようなことになっております。

ちなみに、鴻巣市内には、土砂災害特別警戒区域というのが、これは県のほうで指定をするのですが、こちらのほうが4カ所ほど指定をされております。

(川崎) 今ちょっと聞こうと思ったので、先にお答えいただいたような形ですが、土砂災害特別警戒区域は4カ所あるということ、そのほかのところはないということですね。今おっしゃった災害危険区域ですとか、地すべり、あと何個かおっしゃいましたね。それは、鴻巣市ではないということでしょうか。

(建築住宅課長) そのほかのところについては、鴻巣市では指定されていないということです。

(川崎) それでは、これ現地のところでもお伺いしたのですけれども、もう一度ちょっと説明をお願いしたいなというふうに思います。というのは、C-362号線のところなのですが、現地見させていただきましたときに、未利用地という箇所がございました。この未利用地という余り聞きなれないところでもありますし、現地のところでもご説明はいただいたのですが、ここの詳細な説明をいただきたいことと、この未利用地に何か、モルタルか何かで舗装されておったのですけれども、そこに何かすごい穴が生じてしまったりですとか破損した場合に、どこが責任を負うのかというところも含めてご説明をいただきたいと思います。

(建築住宅課長) この未利用地、登戸のところの一番東側の道路の、今回の認定していただく道路の東側のところに、恐らく幅25センチぐらいの細長い敷地がありまして、ここが未利用地になっているのですが、結局道路を新たに設ける場合に、開発区域の外の敷地に道路が面すると、道路の規制というのが新たに生じてしまいます。今までは道路に面していなかったがために道路斜線がかからないというようなところが、道路に面してしまうと道路斜線がかかってしまって、これよりも高い建物の場合には違反建築ということになってしまいますので、こういった形で道路と接しないような土地を残して、それを未利用地というふうなことにしております。

道路ができることによって当然メリットもあるのですけれども、デメリットもあるということで、従前と条件を変えないために接道しなくしているというようなことだと思います。この土地につきましては、市のほうに移管されませんので、恐らくこの開発業者がそのまま所有権を持ち続けるか、またはここのお住まいの方たちの共有になるかというのは、ちょっと今回の場合にはどうなっているかはわからないのですけれども、そういうことですので、仮にこの部分が破損したりということになれば、所有者、管理者の責任において修繕をするというようなことになると思います。

以上です。

(川崎) これまで当然開発をいっぱいしてきたわけですので、このよう

な未利用地というところはほかにも存在しているのだと思うのですけれども、過去にこのことについてトラブルになったりですとか、市のほうに問い合わせがあったりということはありましたか。

（建築住宅課長）道路ができることによって、先ほど話したとおり法規制が変わるといことがないように未利用地をつくっていますので、そういうことでは建築基準法的なところでは特にトラブルにはならないように、こういったものつくっているということだと思います。ここが破損してトラブルになったというようなことは、ちょっと私の記憶ではないのですが、ほか、道路とかそういうところでもしあれば……道路のほうも恐らくないと思います。

（川崎）その既存の建物のところに道路がつくられるわけですので、そのことによって既存の建物が違反をしないようにということだったかと思えますけれども、それは法律的にそうなのでしょうけれども、何かどうも不条理な感じもしまして。もともと建っているわけですから、そのうちが。ですので、この未利用地を設置されるというのも、そのお宅が建築基準法に違反しないためにつくるのですよというご説明なのでしょうけれども、こういうご説明を既存の持ち主は納得をして、それからこの未利用地というものが設置されるのかどうか、その辺はどうなのですか。

（建築住宅課長）開発の事前協議が回ってきた段階で、建築住宅課のほうで、もしここに道路ができた場合には、そういった道路斜線が当たる可能性がある場合には、その時点で指摘をさせていただいて、建築基準法違反にならないように注意をしてくださいというような指摘をして、事前協議を行っております。

（秋谷）基本的なところをちょっと聞きたいのですけれども、先ほど川崎委員さんが開発の申請と帰属の日付のことをおっしゃっていましたが、帰属があってから、例えばこういう開発行為による道路の認定というのは、時期的なものというのはどのタイミングでやっているのでしょうか。というのは、このたび全部が開発の道路なのですけれども、これから住宅がだんだん、だんだん建ってくる場所ではないですか。

過去ときには家がもう、結構建築行為が始まっていて、例えば道路が破損していたり何たりというのが見ることができたのだけれども、今回は余り住宅がまだ建っていないような状態で見ることになっていたので、認定をかける時期というのか、それをちょっと教えてもらいたいのだけれども。

（道路課副参事）時期的なものになります。書類等も含めた手元に届く時期と、議会の議案の上程の締め切り、こういったものが関係しております。そこに議案の上程締め切りに間に合う時期に書類のほうそろって手元にあった場合に、直近の議会にて上程させていただいているところです。

（秋谷）どんな案件だろうと、全ての開発というか、住宅が建った後に原課の方々は一応確認はなさっているのだろうと思うのですけれども、時間が前後してしまうことによって、我々が認定の議決をとるわけでしょう。その時期と、要は後ずれしてしまうわけではないですか、結果的に全てが完成する時期的なものが。その部分のことをちょっと自分としては、できるだけロスがないほうが、ロスというか、近ければ近いだけいいのかなと思って今伺っているのですけれども、どうしてもその手順としては書類の完了でも直近の議会というのも、これはもう避けられないものなのかな。これは念のため確認。

（道路課副参事）本案件、開発帰属につきましては、今回の形と同様に直近の議会という、書類そろいながら議案上程ができる直近のタイミングというのをやっておりますが、ただ計画道路などで今後用地買収等が絡みますという市の事業計画などがございます場合、事前に認定を打つ場合もございます。

以上です。

（阿部）毎回この認定でもってあちこち見せていただいて、建て売りがばんばん建っていると。一方で、空き家もふえていると。このバランスというか、やはりどんどん許可して新築住宅が建てば、空き家もおのずとふえるのではないのかなというふうに思うのです。だから、この直近の5年間ぐらいで、例えば開発によって新築住宅が何棟建て、そして

その年には空き家と認定されるものが幾つふえたのか、そういったものを5年間ぐらいの記録があれば出してもらいたい。

空き家をふやさない対策としては、やはりどんどん新しい住宅が建つから空き家がふえてしまうのであって。建てかえは別だよ。そういった意味からすると、どうなのだろう、縛りはかけられないと思うけれども、でも空き家対策、何か考えなければいけないのではないかなというふうに思うのです。この前もこのまちづくり常任委員会は、空き家対策について視察してまいりました。これ非常に空き家というのは難しい問題だ。だから、例えば一番難しいのは地主がいて、上物が別の権利者ということになってくると、どうにも手がつかなくなってしまうケースが多らしい。だから、そういったことも含めて、いろいろ何か打つ手はないのかなというふうに思うのだけれども、何かあったら聞かせてください。

(何事か声あり)

(阿部) 道路認定だけれども、関連しているがね。毎回許可するから認定するわけだから。だから、これは直接かかわりが薄いかもしれない。だけれども、関連だよ。

(建築住宅課長) まず、分譲の戸数ですけれども、ちょっと手元にあるのは平成27年度から30年度のものなのですが、開発の分譲によって新たに住宅宅地ができたものが、平成27年度が156戸、28年度が211戸、29年度が126戸で、30年度がちょっと多くて324戸というふうになっています。空き家のほうの数なのですが、空き家の数というのは総務省のほうに5年に1回やっております統計調査がありまして、その調査をもとに計算で求めているのですけれども、鴻巣市の場合、空き家の数が前回の平成25年のときに空き家の中で、いわゆるちょっと問題になるような不活性化なものが2,150戸ございまして、ちょっと直近の数字が手元にないのですが、たしか500戸ぐらいふえております、この5年間で。2,600か2,700ぐらいになっていると思います。

空き家の対策なのですけれども、なかなか大幅に空き家を減らすというような対策がなくて、地道に問題のある空き家の所有者の方に、きちんとした管理をしてくださいねというような通知をしているところなので

すが、今税務課のほうと話をしまして、例えば住宅が建っていると固定資産税が大幅に安くなるのです。そのために、空き家になって、もう古くなって、もう住まなくなって、しかも一部破損しているようなものも残しておけば固定資産税が安いですから、そのままになっているというようなケースがありまして、こういったようなものについては、ちょっともう住宅というか建物としての機能がないから、減税措置をやめるといような通知をするとか、そういったようなことを少し検討していただいております。また、所有権、相続等でみんなが相続放棄をしまして、誰のものでもないというようなものになった場合には、やはりこれは不動産の所有者の管理人を決めてもらって、その方に財産を処分してもらおうというようにことの申し立てを市のほうでできますので、それも税務課のほうで年に数件ずつやってもらおうというようにことで、全体の数からすると非常に数は少ないのですけれども、今現状としては地道にそんなことをしていくぐらいしかないかなというふうに考えています。

(都市計画課長) 済みません。先ほどの公園の設置規模の関係なのですが、先ほどお話ししましたのが3,000平米を超えて1万平米、1ヘクタールまでが3%かつ100平米以上の公園1カ所で、1万平米以上、5万平米の場合については、同じ3%なのですが、かつが300平米ということで、設置する面積がふております。ですので、先ほどの2つの公園とも3,000平米から1万平米の間に入っていますので、100平米以上の公園という、3%かつということで補足させていただきます。

(委員長) 暫時休憩といたします。

(休憩 午前11時59分)



(開議 午後零時58分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はございませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論ありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第118号 市道の路線の認定について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第118号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第121号 令和元年度鴻巣市一般会計補正予算(第7号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(田中) 今回出てきているまちづくり常任委員会に付託された案件は、橋梁維持修繕工事でしたか、それと道路舗装、道路改修、道路維持補修についての案件だったと思うのですが、まず橋梁の関係なのですが、補助金の比率と金額、ちょっとさっき1カ所どこか出ていたと思うのですが、それについてちょっと教えていただきたいのですが、橋梁維持事業についての補助金についてお伺いをいたします。

(道路課副参事) 補助金、こちらになります。この市の橋梁維持事業、こちらのほうにつきましては整備計画名、埼玉県道路インフラメンテナンス計画(防災・安全)というものとして、埼玉県及び県内61市町村によって計画されております。補助率については55%、対象事業の55%で補助事業として実施させていただいております。

以上です。

(田中) 今のところなのですが、修繕維持事業ということで、調査のこともどこかにあったと思うのですが、それについては補助も出るのですか。

(道路課副参事) 今回補正にて上げさせていただいております橋梁点検業務委託、こちらにつきましても国庫補助の対象となっております。以上です。

(田中) では続きまして、道路関係なのですが、ちょっと改修と維持補修、道路の新たな舗装ですか、この金額が1,000万、3,500万、6,000万だったかな、約1億500万なのですが、やる内容がまるっきり違うのか、項目だけ分けたのか、その3つの工種というか、一応分けたと思うのですが、やる内容についてはそんなには変わらないのではないかなど。極端な話、新設を除いて。その辺のことについてはどのようにして振り分けたのかということをお聞きいたします。

(道路課副参事) ご質問いただいております道路関係ということなのですが、今回第3表、債務負担行為の補正として上げさせていただいた案件かなというふうに思っております。今回の債務負担としましては、あくまでも令和2年度、来年度実施する予算を債務負担行為とするもので、1点目、道路舗装個別施設計画策定業務委託、こちらのほうにつきましては、まず舗装の維持補修、ライフサイクルコスト縮減を目指すための個別施設計画となっております。こちらで来年度の事業名としましては、道路改修事業、こちらの事業のほうを、それをこちらのほうとして債務負担行為とさせていただく内容となっております。

続きまして、道路改修工事、こちらのほうにつきましても、次年度、来年度の道路改修事業、こちらの中のもの工事費を債務負担行為とするもので、続いて道路維持補修業務委託、こちらにつきましてもは次年度の道路維持補修事業、これ事業名称は若干違うのですが、道路維持補修事業のものを債務負担行為として上げさせていただいております。

以上です。

(田中) これは一応この3点について今説明を受けましたが、その他、

来年予算で出てくるというのは、今の新たな新設工事以外は出てくることはないのですか。今の3つの予算、合計1億円ぐらいに含まれるということで、新たな予算としては組み込まれるのでしょうか、来年度予算。

（都市建設部参事兼道路課長）債務負担行為、これ自体がもう来年度の予算のものということで、改修工事はもちろん先に今回3件やらせていただくのですけれども、それをちょっと先にやらせてもらうという形のものでございます。道路改修維持補修事業につきましても、例年というか、昨年から4月1日から契約できるように、ちょっと債務負担行為で先にいただくことになっていたのですけれども、その前までは4月以降に入札して業者を決めるものですから、空白の4月1日から契約終わるまでの補修のほうの委託契約ができなかったものですから、昨年同様今回も4月1日に契約できるように債務負担行為をお願いしているところでございます。

以上です。

（田中）一応予算としてとっておくというようにとりあえず解釈をしたのですが、長期的なものに関しては別に組むのかどうかというのもちょっと聞いておきたいのですけれども。

（道路課副参事）委員さんご心配されているのが1点、次年度予算で道路課の抱えている予算、相当あると思います。そちらのところにつきましては、改めてこの3月議会のときに令和2年度当初予算ということでご審議いただきたいと思います。

以上でございます。

（田中）当然この金額よりも、ほかにもありますよということで。

（都市建設部参事兼道路課長）そのとおりでございます。

（秋谷）先ほどの続きで7ページの債務負担行為補正の3本についてちょっと伺いますけれども、この道路舗装個別施設計画の策定等業務委託で、説明の中で市内の主要幹線の長寿命化というお話だったと思うのだけれども、市内の主要幹線って、その定義というか。例えば対象は一体どことどことどこ、何本ある、もし名称を挙げられれば、そこまで説明をお願いしたい。

(道路課副参事) ただいまのご質問、主要幹線道路、こちらの定義づけなのですが、市町村道路につきましては、1級市道、2級市道、その他市道、こういった定義づけがございます。1級市道というのが、主要集落50戸以上を結ぶ連絡道路、また主要な都市計画道路、2級市道につきましては、集落でいきますと25戸以上、25戸以上をつなぐ連絡道路、また都市計画の補助幹線道路等となっております。一般的にはそれ以外をその他と申しまして、昔からよくある地域間を結ぶ道路というイメージづけになります。本数的なものなのですが、1級市道につきましては、現在鴻巣市71路線、実延長につきまして76.2キロメートルございます。2級市道につきましては70路線、実延長58.2キロです。その他市町村道、その他市道なのですが、そちらにつきましては6,922路線、実延長1,005.9キロメートル、以上となっております。以上です。

(秋谷) 答弁漏れ。どことどことどこという、名前がもし挙げられるなら。

(道路課副参事) 失礼いたしました。個別には1級市道、こちらについては路線名、A-1001号線からA-1000番台号線と言われているところが鴻巣の市道ではございます。地域別に、川里については1桁、吹上につきましては各番号、連番でついておりますので、特定の番号ではないのですが、1001号線というのは川面のほうを起点にしてある川面橋から三ツ木のところの交差点まで、青山のところの交差点までを結ぶ路線、代表的なところでいきますと、例えばA-1003号線、フラワー通りであるとか、こちら市役所の目の前のところ、A-1008号線、けやき通りになります。そういった路線等がございます。

一方、2級市町村道、こちらについては鴻巣市道の中でA-2000番台の数字をつけた市道の整理をしております。川里については2桁、そして吹上の地域につきましては、やはり先ほどと同じように連番なものですから、特定というのはちょっとなかなか番号的には難しいところかなと思っております。A-2000番台につきましては、例えば常光のほうを走っているような幹線道路、または馬室だとか、馬室のちょうど県央の西

分署のところからずっと北本方面に向かっていく馬室小のあたり、ああいったところの道路になっております。

以上です。

（秋谷）一番最初、まだ答弁漏れがあって、ここで要は業務委託するのは1級だけなのですか、それとも2級も含むのですかというところが教えていただかないと。

（都市建設部参事兼道路課長）今回やるところなのですけれども、鴻巣市の市道は全長で1,140キロメートルあって、舗装道路はそのうちの760キロなのですけれども、今回やるところに関しましては1級、2級を主にやろうかなと考えております。その中でも、1級、2級でもちょっと省くところもあったりだとか、先ほど言ったその他道路のところでもちょっと確認したいなというか、計画に入れたいなというところもあれば、そういったところを追加しながら、基本的には1級、2級をやろうと考えております。

以上です。

（秋谷）そうすると、令和2年度までにこの策定等業務委託を終えた後は、個別施設計画というものが明確にこの道路、この道路、この道路ということを示した計画が配付されるのでしょうか、それとも内部でその計画が留保というか、着実にそれだけ別建ての予算で進められていくものなのか、ちょっと2点。

（道路課副参事）計画書の配付については、現在のところ考えておりません。ただし、ダイジェスト版についてのインターネット公表を組み入れるように今現在考えております。

それと、予算的なものなのですが、こちらの今回個別施設計画で当たる優先度の高い路線というのがどうしても出てきます。そちらについては通常の改修事業とは別建てで、こちらに長寿命化修繕に図れるように予算組みをいただけるように、財政のほうと今後協議を進めていきたいと思っております。

（秋谷）そうすると、1級、2級、その他と分かれた中で、その他というのが生活道路だから、予算書でいうところの道路改修であるとか道路

修繕というのはその他の部分であって、令和2年度以降というのは、要は1級部分と2級部分は別途つくるというお答えだと思うのだけれども、今の話だとね。ただ、総額の道路予算というものは、そうするとふえるのかね、それとも現状維持なのかね、場合によっては生活道路部分が減るのかな。まだ先のことだから、なかなかお答えはしづらいだろうけれども、どのようなお見通しなのだろう。

(道路課副参事) 予算書上の話かもしれませんが、予算書上は道路改修事業、こちらで一本化を考えております。ただ、予算の内容としまして、今回修繕計画をつくることによって、実のところ起債事業または状況により社会資本整備総合交付金、こちらの対象となる計画なのです。こちらのを組み入れることによって起債事業といっても交付税措置のある、利率的には割といいというふうに財政面からは伺っておりますが、そちらの起債を組み入れながら、今までの予算よりふやしながら実施していきたいというふうに考えております。

(秋谷) 市民の方からいろいろご相談受けるのは、どうしても生活道路、だからその他道路の部分がどうしても多いのです。もちろん1級も2級も大事なのももちろん大事なのだけれども、余りその他のところを削られても、市民からの要望がいっぱい来ているのはその他でしょう、現状で。だから、それは困ってしまうので、ちょっとその点だけうまく今のうちから注意というか、よく話し合っていてやっていただきたいと思います。それで、次の同じ債務負担行為補正の道路改修の3件分というのはどこだろう。

(都市建設部参事兼道路課長) 3件分なのですけれども、まず市道A-1011号線、上谷、常光地内なのですけれども、この場所が県道加須鴻巣線から県道下石戸下菖蒲線を結ぶ1級幹線道路なのですけれども、これは4キロぐらいあって、鴻巣市で一番長い路線となっているのですけれども、場所的には……

(何事か声あり)

(都市建設部参事兼道路課長) そうです。安曇野のところから入って、ローソンができた変則十字路みたいなところを常光小のほうに向かっ

て、常光小を過ぎると大きなS字というのですか、クランクではなく大きなS字があって、それを過ぎると梨畑がいっぱいある、その大きなS字の真ん中辺の非常にちょっと壊れているところが1カ所。

2カ所目が、市道A-2037号線、場所は西中曽根字中通地内なのですけれども、これはフラワースタジアムとサッカー場がございませけれども、その真ん中の道があって、新幹線があるのですけれども、その路線です。それは、250メートルぐらいの部分をちょっと直すという形になります。先ほどのS字カーブのところは200メートルを予定しています。今のは250メートル。

3番目が、市道L-103号線、常光字前谷地内なのですけれども、これが新幹線下、新幹線側道の鴻巣市と桶川市の境、一番向こうです。新幹線下に関しましては吹上地域を、鴻巣市内だんだん終わってきて、今後吹上のほうもやろうかなというところなのですけれども、ここの1カ所だけがちょっと盲点になってしまっていて、桶川市との境だったので、その部分で壊れ方が激しくて、さきの台風19号でも結構稲わらだとか集まってしまいう地区だったので、ということは水冠水していると亀甲割れ、亀の甲みたいに割れた舗装が浮いてきてしまうのです。それで結構剥がれて、何回も改修に、穴埋めだとか行ったのですけれども、その部分をちょっと先にやらせていただきたいということで計上しているものです。

以上です。

(秋谷) 今3件教えていただきましたけれども、A-1011とA-2037、これはさっきの質問の中の長寿命化の中に行く行く組み込まれていく路線という認識を持ったのだけれども、例えば今回改修をしてしまうことによると、起債というか後々の負担がある意味ではここではもらえなくなってしまうのではないのかなと思うのだけれども、それでも現状もしこの債務負担で来年度直すときには、どのレベルでやるのですか。要は長寿命化を想定した、しっかりとした工事をこの現時点でやってしまうのか、それとも今現状不便のあるというか支障のある部分だけの補修にとどめているのか、そのレベルはどれくらいになるのだろう。

(道路課副参事) 改修のグレード、レベルの話なのですが、こちらの路線、通常でいう全面打ちかえ、こちらを基本的に考えております。場所によりけりなのですが、ただいま申し上げました3路線ありますが、一番初めのA-1011号線、こちらにつきましては路盤まで入れかえをする工事を考えております。2037号線、こちらについては舗装の打ちかえ、こちらをメインに考えておりまして、L-103号線、こちらにつきましても舗装の打ちかえ、表層の打ちかえをベースに考えております。

なお、長寿命化修繕計画を立てる前の、こちら起債という話、起債事業外ではないかという話なのですが、こちらのほうにつきましては財政と今現在調整の上、次年度当初予算の中で組むものにつきましては組み入れが可能ではないかということで、要は計画に従った組み入れが可能で、起債が対象になるのではないかという調整を今進めているところです。以上です。

(秋谷) あと、その下の道路維持の補修業務委託ですけれども、これは4月から地元というか、工区ごとの業者さんに土砂入れだったり、軽微な修繕だったりをやっていただく話なのだけれども、各工区、単純に割り振りが1,000万、これでどうなのでしょう。どうなのでしょうというのは、年間を通して絶対足りないだろうなと個人的には思うのだけれども、現実的な実態は。

(道路課副参事) こちら、市内6工区に分けてということで、合計金額6,000万円で実施しております。内訳としまして、1工区、こちらは笠原、郷地の一部、上谷の一部、天神3丁目、上生出塚、下生出塚、西中曽根、下谷、常光、こちらのエリアなのですが、上限金額は800万円を考えております。

2工区、鴻巣地域内、JR高崎線の東側のうち、鴻1工区と吹5工区、川6工区の各一部を除いた部分、上限金額1,300万円。

続いて、3工区、鴻巣市内のJR高崎線西側、吹の4工区の一部を除いておりまして、こちらにつきましては上限金額1,400万円、吹上がメインの吹4工区、こちらについては吹上地域内、JR高崎線南側、すみれ野、中井、箕田、糠田、宮前の各一部、上限金額900万円。

続いて、吹5工区、これは吹上地域内、JR高崎線の北側、それと川面、三ツ木、愛の町、赤城台、稲荷町及び箕田、中井の各一部になりますが、上限金額1,000万円。

続いて、川6工区、川里地域及び安養寺、郷地の一部、こちらで上限金額600万円。こちら金額のほうを6,000万円となっておりますが、1,000万円均等ではなく、各地域、今までの苦情本数、苦情というかご意見の本数を加味しながら金額を割り振りさせていただく内容となっております。

以上です。

(秋谷)今この金額の割り振りを個別に教えていただきましたけれども、例えばこれは、今言ったのは苦情件数云々という話でしたけれども、道路の例えば延長の割り振りでいったらどう違うのだろうか。道路の要は総延長の部分を各工区ごとで考えていくと、この割り振りは適切なのだろうか。例えば別の観点で言うと、住民の要は人口割合で考えたときに、この割り振りは適切なのだろうか、もしおわかりになれば。

(都市建設部参事兼道路課長)路線割合でいくと若干開きがあるかなと思いますけれども、面積割合でいくとそれほどでもない。そんな中で、道路の舗装の補修だけでなく、除草だとか、清掃だとか、そういった部分もありますので、未舗装の部分の除草、舗装部分はもちろん舗装の穴埋めだとか、そういったのが多いですけれども、未舗装部分に関しては除草の部分が多かったりしますので、一概に路線の長さ分けではなく、面積と受注者の動きやすさというのですか、そういった形で6つの工区に分けたというものです。

以上です。

(川崎)では、今秋谷委員が質問したことの続きという形になりますけれども、道路維持補修業務委託につきましては、今答弁がありましたとおりに6つの工区に分け、6業者との年間契約ということでございました。この6業者というのはずっとかわっていないのかどうか。当然ながら1つの工区に1つの業者ということだと思っておりますけれども、この実績をお聞かせ願いたいと思います。

(都市建設部参事兼道路課長) そうしましたら、ことしの受注者と昨年度の受注者でよろしいですか。では、ちょっと述べさせていただきます。鴻巣の1工区が、今年度が武駒産業、前年度が梶山工業、鴻巣の2工区、今年度が加藤土建、前年度が河野組、鴻巣の3工区は今年度が村上土建、前年度が白田土建、吹上地区の4工区のほうが今年度が斎藤興業、前年度が石川建設、吹上の5工区が今年度が柳建設、ここは前年度も柳建設、川里のほうの6工区なのですけれども、これは今年度がベストグリーン、前年度が株式会社日建という形になっておりますので、毎年同じところがとるというのではなくて、一応入札なものですから、一応競争は競争しているのかな、競争入札で行っております。

以上です。

(川崎) 今のそれぞれの工区の、1工区から6工区まで、当然費用が違うわけなのですけれども、こちらにつきましては毎年使い切るというのでしょうか、予算を使い切っているという状況なのかどうか、わかりますか。

(道路課副参事) 参考までに、今年度につきましてはちょっとまだ、実績件数もまだ途中だということで、参考までに昨年度の実績を申し上げます。

昨年度、1工区につきましては、設定900万円に対して実績899万4,240円、25件の処理をしております。2工区は、900万円に対して898万7,760円、48件の処理。3工区につきましては、900万円に対して899万9,640円、49件の処理。4工区につきましては900万円、昨年度は900万円ずつの設定なものですから、900万円の設定に対して898万8,840円、38件の処理。以下、5工区900万円に対して899万9,640円、38件処理。6工区、こちらについては900万設定で899万1,000円ということで32件の処理、設定金額、昨年度合計5,400万円に対して実績5,396万1,120円ということで、ほぼ使い切っているというのが現状でございます。

以上です。

(川崎) これ予算の段階だからわかりませんが、それにしても前年度は全部900万円の設定だったということですから、ことしは違

うわけですね、今年度は。令和2年度までの間に関しては違いますけれども、この理由については何ですか。

(道路課副参事) この維持補修事業、こちらにつきましては平成28年度から単価契約という形で実施させていただいております。今回債務のほうは、令和2年度の予算の債務負担行為ということで、5年目という形になります。実のところをいうと、当初につきましてはやはり設定金額は均等、2年目の29年度について地区割をいたしました。地区割ごとに多少ばらつきを持たせております。3年目の平成30年度については900万円均等で、今年度実施しているのは次年度の予定をしている分と同様の金額設定をさせていただいております。当初設定したときはあらかじめ均等にさせていただいたところがあるのですが、やはり使い切らない状況があったり、苦情件数、あとは要望件数との対比、またなれない、たまたま単価契約というのになれていなかったこともあろうかと思えます。それは、発注のタイミングが当初の段階ですと遅かったというのが大きな原因になります。2年度、3年度についても、当初単価が決定されるタイミングというのが4月の半ばなのですが、それ以降の設計、発注をしてしまうと、やはり早くても5月ごろの契約になってしまうというのが実情で、思うように全てが全ていかなかったところがございます。そういったこともありまして、各地域ごとに金額の割り振りをいろいろ補正させていただきながら、今回今年度の形をとるのが一番妥当だろうという形で進めてきた状況でございます。

以上です。

(川崎) わかりました。

では、その上の道路改修工事に続きまして、3件の工事を行うということで、その3件の内容につきましては先ほどご説明がありましたので、わかりました。もちろん平準化ということですので、4月1日から契約が可能になったということもよくわかります。この3件の工事につきましてはですが、大体いつごろを予定するということはもう決まっているのでしょうか。要するに平準化なので、またどこかに偏っても平準化になりませんので、その3件の工事のバランスということについては

何かお考えがあるのかどうか伺いたいと思います。

（都市建設部参事兼道路課長）平準化でいただくからには契約を早目なければいけないということで、今この3件についてはもちろん設計のほうを進めておりまして、去年2件ゼロ債務でやらせていただいたのですが、去年の例でいきますと、開札が3月13日でした、去年。そうすると、契約が3月中にできることになるのです。3月中に契約して、3月19日契約です。それで、6月に工事が完成すると。3月の後半から仕事にかかれるものですから、業者さんとすれば物すごくうれしいですよ。どんどんふやしていきたいのですけれども、課題としては、設計を早めなければいけない。今設計部隊すごく一生懸命やっているのですけれども、ことし3本いただけることを想定して。ただ、それに間に合えばどんどんやっていけるのですけれども、そういったことで年度内契約、3月中旬か下旬に契約して、もう取りかかって、6月ぐらいには、6月、7月以内には終わらせるという工程で考えております。

以上です。

（川崎）わかりました。

先ほどから何度も説明の言葉で出てきているのですけれども、道路舗装個別施設計画策定等業務委託につきましては、ライフサイクルコストの縮減ということを何度かおっしゃっていたかと思います。要するにそうした計画を立てるといことなのだと思っておりますけれども、これまではそのような計画、名前が違っていたとしても、そのような計画を立てていなかったのか、いつからこのライフサイクルコスト縮減というようなことに取りかかるようになったのかを伺います。

（道路課副参事）ご質問なんかもあります、こちらの個別施設計画策定することにつきましては、例えば鴻巣市であれば、鴻巣市公共施設等総合管理計画、こちら平成29年3月に策定はされております。総合管理計画の中では、道路は公共施設に比べて廃止や転用が難しいことから、維持していくことを前提に更新、長寿命化を図り、現状把握のため、定期点検や計画的なマネジメントを行い、個別施設計画ごとの行動計画、すなわち今回の個別施設修繕計画になりますが、を作成するということと

なっております。それを受けて、今回実施するものなのですが、さきにちょっと幾つかの点で出ております橋梁長寿命化修繕計画、こちらにつきましてもこの長寿命化修繕計画の一つとなっております。動き的には市の方針として出ている総合管理計画、そちらの位置づけとなっている個別施設修繕計画を今回策定するもので、その中ではライフサイクルコスト、維持管理費、そういったものについても明記しながらという形が基本の考えとなっております。

以上です。

（川崎）13ページ、いろいろかかってくるのですけれども、繰越明許費にもかかってくるし、13ページにもかかってくるし、また25ページにもあります。先ほど筑波橋見せていただきました。橋りょう維持事業についてでございます。ご説明をいただきながら、部材の状況も見せていただきました。支承部というところを全部取りかえるということでした。この支承部という、またこの部材につきましてはオーダーメイドということで、非常に特殊なものであり、1つ100万ぐらいでしたでしょうか、そんなふうなことも聞いておりますけれども……100万円以上ですか、そのようなお話も聞いております。それなりに発注して5カ月ぐらいかかるというのも聞いているのですけれども、こういうものについて業者というか、確かにオーダーメイドを受けるような業者ですので、そんなにないと思うのですけれども、過去にそういうところに工事を何か頼んだことがあったのかどうか。もう業者決まっているわけですよ、当然。どのような業者にお願いをするのか。

（都市建設部参事兼道路課長）これまで市の橋梁に関する同じような改修工事はこれまで12橋やっているのですけれども、全て鴻巣市内の業者でやっております。鴻巣市内に本店を有する会社ということで、一般競争入札で……ほぼですね。指名でやったのもありますけれども、ほぼ一般競争入札、1,000万円以上であればやっております。ですから、特にできないというわけでもないのかなと。

赤見台歩道橋、現在やっているのですけれども、そこも梶山工業さんが請け負ったりだとか、先ほど通った小谷橋なんかも白田土建さんが受注

したりだとか、市内業者もやはり今後、橋の改修というのはもう間違いなくどこの市町村でもふえていく、改修のほうはふえていくのは間違いないので、みんな橋に関しては力を入れたいだとか、そういったことは思っているようなところだと思います。

以上です。

（道路課副参事）1点ちょっと補足させていただきます。恐らく部材の関係も関係するかなとございまして、補足説明をさせていただきます。部材につきまして、支承部材、こちらにつきましては、建設技術審査証明、こちらは財団法人土木研究センター、公の機関になりますが、そちらのほうで認証しているNETIS、こちら新技術情報提供システム、そちらに登録がある部材、鉄とゴム板を交互にハイブリッドさせて締め上げるような部材なのですが、そちらのほうに登録がされている部材を使うということを基本の設計とさせていただいているところです。

以上です。

（川崎）わかりました。

そのことに関連してという形になりますけれども、先ほど説明の中でも、橋長2メートル以上の橋につきまして、5年に1度点検を行っているということでございました。その点検の結果、当然いろんな状況がわかり、今回たしか前倒ししてこの筑波橋の改修を行うというふうな説明であったかと思うのですけれども、その点検の結果わかったことと、この筑波橋の修理の経緯につきまして伺いたいと思います。

（道路課副参事）今まで過去、昨年度まで4年間かけまして、鴻巣市の橋梁を5年に1度ということで、一回りの定期点検をさせていただきました。橋の長さ2メートル以上、こちら鴻巣市に493橋ございます。鴻巣市の管理橋梁493橋です。そのうち、1判定、これは点検をして、その後健全度を評価して、1から4まで判定を行います。参考までに、1判定というものがどのようなものかと申しますと、道路橋の機能に支障が生じていない、特に問題ないということです。2判定、こちらの方につきましては、道路橋の機能に支障が生じてはいませんが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましいという表現です。そして、3判定、

今回の橋梁、筑波橋についても3判定になります。道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状況、こちらです。4判定につきましては、こちらが一番ひどいのですが、道路橋の機能に支障が生じている、または生じる可能性が高く、緊急的に措置をしなければならぬ状況です。参考までに申し上げますと、1判定橋梁、全493橋のうち1判定が237橋、2判定、223橋、3判定、33橋ございます。なお、4判定につきましては、鴻巣市内一つもございません。

以上です。

(川崎)では、3判定が鴻巣市内では一番緊急性がありということで、それが33橋あると。その中の一つが筑波橋であり、今回1億3,150万ほどでしょうか、その補正予算ということで組まれているわけです。そうしますと、それ以外の3判定のところの橋につきましてはどのような計画を持っていらっしゃるのか伺いたいと思います。

(道路課副参事)現在鴻巣市橋梁長寿命化修繕計画、現在あるものにつきましては、実は橋の長さが10メートル以上の橋梁で、新しいものの橋を除いた62橋を対象に、橋梁長寿命化修繕計画というのを立てております。現在のところは、今年度改定をしております。それは、鴻巣市の493橋を対象にした橋梁長寿命化修繕計画を策定、現在している最中です。これにつきましては、計画決定しましたら、ホームページ等でダイジェスト版の公表をしたいというふうに考えているところなのですが、まだ現在策定中です。この中でも優先度合いを決定しながら、まずは3判定橋梁、こちらについては早期的に修繕していけるように計画立てていこうというふうに考えております。

以上です。

(休憩の声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時56分)



(開議 午後1時57分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(道路課副参事) 長寿命化修繕計画の中で、筑波橋、橋長10メートル以上のものとしまして筑波橋のほか2橋ございます。そちらについても本年度業務委託を行いながら、修繕のほうを早期に実施できるように、現在計画立てて進めております。

以上です。

(川崎) 17ページの交通安全施設整備事業のカーブミラーのことについてです。カーブミラー破損ということで、そこに対しての修繕料ということでございました。こちらのほう、ちょっと詳しい経緯について伺いたいと思います。

(都市建設部参事兼道路課長) 詳しい経緯なのですが、鴻巣市内におきまして、8月末からカーブミラーの鏡面が割れているという事例が多く発生しまして、8月27日に1件、28日に3件、それで8月30日に4件と、今までにない変なペースで面が割れているというのがどんどん入ってきてまして、そこでちょっと警察のほうに相談しましたところ、しばらくしたら鴻巣市と同様の事例が加須市、久喜市、幸手市、さいたま市、岩槻区みたいなのですけれども、その辺であったという新聞報道がありまして、そこで警察とまた犯人を捕まえるべくいろいろやっていたところなのですが、その間に市内で全部で21件、面が割れているということがございました。そうしているうちに、警察のほうも犯人逮捕に一生懸命やっていただきまして、10月24日に容疑者を逮捕したという新聞報道がありまして、警察のほうも逮捕しましたよということだったので、11月13日にさいたま地検は不起訴処分としたということです。

休憩入れてもらってもいいですか。今までの以上なのですが、ちょっと……

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時00分)



(開議 午後2時05分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(川崎) では、21件あったということですがけれども、この修繕についてはこれからですか。もう終わっているものもあるのかどうか、その件数についてお伺いいたします。

(都市建設部参事兼道路課長) 先ほどの8件に関しましては既に修理を終えております。今回の103万5,000円なのですがけれども、これは残りの13件を上げさせてもらったものです。ミラーは単価というか、計算式としては7万2,357円掛ける13カ所ということで、約103万5,000円ということで上げさせていただいております。

以上です。

(阿部) 橋りょう維持事業で、さっき視察の帰りに小谷橋見たのだけでも、富士電機の前元荒川にかかる小谷橋、あれは以前は車通れなかったやに思うのだけでも、今度これを修繕すると車通れるようになるのか。

(道路課副参事) 小谷橋につきましては、以前車が通れないではなく、老朽化のため車の通行をご遠慮くださいというような看板を立てて通って……

(それは事実、通れないんじゃないの声あり)

(道路課副参事) なっていたかなというふうに思います。あちらの橋の場合は、今回悪い床版と言われる上のコンクリートの版を取りかえて、ある程度の強度につきましては今まで以上の確保ができておりますが、レール橋、レールの部分についてはそのままとなっております。実のところ、耐荷重的には余り高くない耐荷重のままフレーム、要はレール橋という骨組みが残っている状況ですので、橋幅も余り広くないことから、できる限りご遠慮いただくという形が一番理想かなというふうに思っております。

以上です。

(阿部) 今出たけれども、ご遠慮いただくというのは非常に曖昧な判断なので、渡るほうも。だから、その辺ははっきりさせないとうまくないと思うのと、それから3,000万ぐらいかけてやるわけだよね。だから、そ

れぐらいかければ渡れるようになるのではないのかなと思うのだけれども、それでもさっき言っていた4段階のうちにあそこは3ですか。では、今後にご遠慮いただくとかではなくて、何らかはっきりしたやっぱり文言を書いておかないとうまくないのではないかな。あるいは、車が通れないのだったらゲートをつくってしまうとかというのはどうなのだろう。

(道路課副参事) ご提案のとおり検討させていただきます。

(委員長) ほかに質疑はございませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手でお願いいたします。

議案第121号 令和元年度鴻巣市一般会計補正予算(第7号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第121号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(休憩 午後2時10分)

(開議 午後2時29分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第124号 令和元年度鴻巣市水道事業会計補正予算(第1号)

について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(秋谷) 1 ページの水質検査等業務委託の件なのですが、この業務委託は毎年毎年やっている業務委託なのだけれども、単年度でやらないとだめなのかな。複数年度で業務委託というのはだめなのかしら。

(都市建設部参事兼水道課長) 昨年度までこの水質と、あと次亜塩素等の関係で債務負担をいただいていたのですが、来年度からは包括の関係で次亜塩素酸のほうが包括のほうに組み入れられまして、今年度は水質検査のみになっているのですが、それが複数年契約可能かというところなのなのですが、今後の課題なのなのですが、今年度はとりあえず1年間、年度当初でやらせていただいて、来年度からの長期継続契約に向けてちょっと見積もり等を徴収したいなということで考えております。

(秋谷) 何度も何度も聞いているようでよくわかっていないところもあるので、この水質検査等業務委託の項目というのを改めてご報告いただきたいのですが。

(水道課副参事) この水質検査の項目ということのご質問なのですが、その項目につきましては、水道法のたしか4条のほうで項目のものはちょっとうたわれております。主に水質基準項目というものがございまして、それにつきましては51項目ございます。主なものとしたしましては、例えば一般細菌ですとか、あるいは大腸菌、さらに特によくお聞きになるかと思えますけれども、トリハロメタンですとか、そういった項目で51項目ございます。これにつきましては、浄水場の、7カ所ございますので、7カ所、浄水場の中の蛇口から採取すると、あと室内に約8カ所、末端の水質の状態を24時間リアルタイムで監視できる、そういった水質監視装置ございますので、そういった水質監視装置のところにある蛇口といいますか、そこから採取して、やはりその51項目の検査も行っております。あと、水質監視の51項目以外に、それは水道法でも51項目

をはかるということはもう義務づけられておりますけれども、さらに今後注視して確認していこうといったような水質管理目標設定項目、そういった項目もちょっとございまして、それはいずれはまた水道法の中のそういったランクづけが上がって、場合によってはその51項目の中に追加されるような項目、将来的にはですね。そういった水質管理目標設定項目というのがございましては23項目、これは年1回の計測を、測定をしております。主に項目といたしましては以上となります。

（秋谷）今回のこの債務負担では、その51プラス23の74が債務負担になるのかな。それとも、これは51項目だけなのかな、この債務負担というのは。

（水道課副参事）今回のこの債務負担行為は51項目、そのほかに今ちょっと申し上げましたとおり水質管理目標設定項目、こういったものも全て含めて債務負担という形をとっております。

（都市建設部副部長）ちょっと補足させていただきますと、水道の水質の中では毎日検査、毎月、年1回とかというふうに分かれているのがありまして、当然のことながら毎日の検査というのは維持管理やっている業者のほうで毎日の水質検査というのはやるのですけれども、月に1回やらなくてはならない項目というのが12項目ございまして、その分を毎月、要は12カ月分。そのほかに先ほど副参事がお話ししたように年1回やらなくてはいけないとかというのがありますので、それを全部ひっくるめた金額がこの債務負担で起こしてあるということになります。

（秋谷）周辺他市というのと同様にやっているのかしら。つまり51プラス23、74やっているのかしら。

（水道課副参事）ちょっと近隣の水質検査の項目、実際に詳しくは私も調べた、申しわけないのですけれども、ちょっと調査しておりません。実際に水道法の20条で決められているというものは51項目ですので、いずれにしても近隣の水道事業体においては51項目は法律で決められておりますので、必ずやるということです。本市におきましては、やはり水質のそういった変化ですとか、そういったものも常に監視する必要があります。

るなということで水質管理目標設定項目ですとか、そういったものも含めて検査しておるところでございます。

（秋谷）項目数が多くて、しっかりとした安全な水を配給というのかな、していただいていることは大いに結構なのですけれども、51プラス、このプラスの部分をやらなければならないといった動機、他市がどうやっているか、それはわからないけれども、我が市としてそのプラス23をやらなければならないなかった動機というのは何なのでしょう。何かしら理由があるから、水道法で定められて、さらにプラスアルファの23を検査しましょうということで、こういう債務負担を続けていることなのでしょうから、何かしらその動機があったのでしょうか。それとも、我が市の水を市民の方々にもっともっと安全に供給しているのだという自発的なもので始めたことなのか、どちらなのだろう。

（水道課副参事）今委員おっしゃるとおり、当初この水質管理目標設定項目というのが、ちょっと私の記憶で申しわけないのですけれども、平成15年のときにこういった水質管理目標設定項目ということで法律ではなくて、たしか厚生労働省のほうの局長のそういった通達の関係でこういった水質の監視をしていくことが望ましいというような、そういったものが示されておりますので、ある意味市民の方に51項目以外にこういった水質も検査して、当然ホームページに公表する関係もございまして、より安全な水だということでちょっとPRしていければいいかなという、そういった考えで始めたものというふうに私はちょっと認識しております。

（秋谷）そうしましたら、現状その74、51プラス23でやっていらっしゃるのだけれども、23を始めたのが平成十五、六年の話のようだから、今もう15年たっているわけではないですか、十五、六年ですか、それから。その間にもっと推奨して検査したほうがいいよというようなことを示されているような項目というのはないのですか。今以上に検査項目をふやしたほうがもしかしたらいいよというようなお話というのはないですか。現状74が検査項目としてはマックスなのであって、それ以上はないのかどうかということを知りたいのですが。

(済みません。ちょっと暫時休憩よろしい
ですかの声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2 時 4 1 分)



(開議 午後 2 時 4 2 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(水道課副参事) お答えいたします。

項目については、特にふえているというふうな状況ではございませんので、今後も23項目という形で検査のほう進めていこうというふうに考えております。

(都市建設部参事兼水道課長) 厚生労働省から出ている検査項目が通達等通知が来てふえるようであればそれを順次追加して、また業務委託をつくっていくということになりますので、先ほど長期継続できないのかというお話もあったのですけれども、1年1年やるのもそういった面ではありなのかなというところで補足させていただきます。

(田中) 今の検査の関係なのですけれども、県水を入れていると思うのですけれども、県水の場合は県のほうで調査をした。ちょっと当然聞きたいのですけれども、県水のほうはどのように項目を検査しているのかというのと、ただもうこっちで県水をそのまま受け入れてしまっているのか、何かチェックポイントはその間にはあるのかどうかというのもちよっと聞いておきたいです。

(水道課副参事) 県水のほう、本市は埼玉県が行田浄水場のほうから県水をちょっと受水しております。県につきましては、独自の検査室といますか、検査機器を常にちょっと常備しておりますして、先ほど申し上げたとおり51項目の検査をこれは毎月実施しております。ですから、そういった検査結果につきましても毎月市のほうに結果のほうは通知してございます。その結果ですけれども、当然私どものほうも一旦また配水池に受けて、また送る以上はやはりちょっとワンクッションが入っておりますので、また改めて浄水場から配水する、あるいは末端の給水栓に

についても同じように51項目のその検査をやるというような形で、県も検査しますけれども、市のほうも受けて、それで配水したその水につきましてもチェックするというような形で水質検査のほうを行っております。

(田中) この1,550万円というのは、7浄水場の検査だけの費用ということで、だから今の費用とかは別個ということで考えてよろしいですね。この債務負担の1,550万円は、鴻巣市内の7つの浄水場の検査のみで、今言った県水をもらった、ストックしていた部分の検査とかというのは含まれていない、含まれているのですか。

(都市建設部参事兼水道課長) 県水の部分の検査費用については含まれてはいませんが、7浄水場以外に水質監視装置が8カ所一応管末とされているところについているのですが、その費用とか、あと井戸の水質検査費用、年1回分も含まれております。それとあと、ちょっとここに、1,550万円以外に、水質検査等業務委託になっているので、等の部分がありまして、その部分については保菌検査とって私たち職員の分の保菌検査分が含まれております。

(川崎) 7ページになります。7ページです。配水管の修繕ということで2,196万7,000円の補正が組まれているわけなのですが、漏水によりということでございました。この原因についてお伺いをさせていただきますのと、配水管の種類ということについてお伺いをいたします。

(都市建設部参事兼水道課長) この漏水している場所がちょうど赤見台の武蔵水路にかかる橋の添架部分ということで、橋の下にラッキング、つってあるというか、バンドでとめてあるような状態で配管あります。それで、水道管というのは地中にありますので、地中から地上に上がってくるとどうしてもこの分が高くなってしまいますので、その部分にはエア抜き弁とって、空気が水の中にも若干含まれていますので、空気が入っていますので、それが、空気というのは水より軽いので、高いところに行きますので、エアがそういう高いところにはたまってしまいますので、その部分にエア抜き弁というのを付けるのです。その部分のつけ根が75ミリあるのですけれども、そのつけ根の部分で漏水が起きてし

まいりました。これは鋼管ですので、当然エアだけ抜けるわけではなくて若干水も抜けますので、そういう部分というのはちょっと湿りが多くて、そこにラッキングといって保温の材料が巻いてあります。そうすると、水が出てもなかなか乾かないということで、その部分で腐食しやすいということで腐食による漏水です。鋼管が漏水していました。

以上です。

（川崎）ご丁寧な説明をいただきました。随分高いものなのだなと、高い修繕なのだなというふうに感じました。これは年数的にいいますと、もちろん腐食ということなのですから、原因は。当然ながら経年劣化ということもあるのでしょうかけれども、いつからの設置になりますか。

（都市建設部参事兼水道課長）こちらの橋なのですが、赤見台地区が造成されたころで、何年に造成したというのがちょっと完全にわからないのですが、造成して受贈されたものでして、昭和50年ごろに橋ができているということで、それ以降一、二年の間にできたのかなということが想定されます。

それと、金額が高いということなのですが、この中に修繕するメーター数というのは先ほど言ったエア弁がついている2メーターの分を切って、その分を新しくステンレスの管にするのですが、その前にどうしてもこの管をとめて工事をしなければいけないということで仮設をします、橋全体を。その仮設費用が約6割ぐらいかかります。実際三十何%が本体工事になりますので、ちょうど武蔵水路の上なので、あと足場がないとできませんので、足場費用と仮設費用、それから不断水の費用、そういった本体にかかわらない部分の費用が6割ぐらいになります。

以上です。

（阿部）最初の債務負担行為の1,550万、水質検査等業務委託なのだけでも、これについては、漠然とした質問なのだけでも、この前成田空港で水道とまってしまったよね、水質の問題で。

（羽田の声あり）

（阿部）羽田だ。ごめん。その羽田と、さっき言ったように74のやはり検査をやっている、本市は。羽田との違いというのは何なのだろう。

(都市建設部参事兼水道課長) まず、私ども水道事業者がやっている水質検査は、事業者が水質について管理する部分としては給水装置までということで、一般でいうと蛇口で、大きな集合住宅であると受水槽の入り口までになっています。羽田の場合ですと恐らく、ちょっと中身の配管図を見ていないのですが、受水施設より先になるのかな、要は管理部門としては事業者が管理する部分ではない部分での水質異常というふうに考えるのですが。

(阿部) 最終的には鴻巣市内においては、本市においてはそういうことは、同じようなことは起きないのだろうねということが確認したくて聞いているわけなのです。

(ちょっと済みません、休憩の声あり)

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後2時53分)

(開議 午後2時54分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(都市建設部参事兼水道課長) 今回の事例は、受水槽以降の事例というふうに認識していますので、鴻巣市において言いかえるならば、受水槽施設がある施設においてそういう水の事故のリスクというのは当然あるのかなというふうに考えています。

(阿部) それと、今度はいわゆる16ページ、17ページの配水管修繕なのだけれども、これ初めてというか、ちらっと聞いたときに配水管というと2通り考えられるなど。いわゆるさんずいの非と書いて、あれもハイだ。だから、これはあくまで給水する配水だよ。だけれども、勘違いしやすいのだ、耳で聞くと。文字見ればわかる、配るのほうになっているから。その辺は、漠然とした質問なのだけれども、これは難しい問題なのだ。議場で、例えばあそこは言論の府だから、文字ではないわけだから、あそこで言った分にはどっちだか見当がつかないこともあるかと思う。だから、何かやっぱり言い分けるいい方法ってないのか。配水するほうの配と……

(休憩の声あり)

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後 2 時 5 6 分)



(開議 午後 2 時 5 9 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(都市建設部参事兼水道課長) この件については、いろいろな上位法の関係がありますので、考えていきたいと思えます。

(阿部) 先ほどのいわゆる修繕費なのだけれども、約 6 割が仮設の部分であるとか、あるいは足場だとか。4 割で修繕をする。あれたしか 300 ミリの口径の鋼管、パイプだよ。あれは溶接でつなぐのだよ、たしか。あの溶接というのは逆さになってするのは容易ではないのだ。だから、もっともそうなってくると専門分野になってしまうからあれだけでも、そのぐらいかかるのかなという気はする。肉厚は何ミリあるの。9 ミリぐらいあるのかな。

(そんなにはないの声あり)

(阿部) 6。

(いやの声あり)

(阿部) 仕様があるだろう。

(内径の仕様は書いてあるのですが、肉厚まではちょっと書いていなくて、7.5 キロ対応と水道管の 300 口径、ステンレスという内容になりまして、それが肉厚というのは……の声あり)

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後 3 時 0 1 分)



(開議 午後 3 時 0 5 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(都市建設部参事兼水道課長) 今ある 300 ミリの鉄管のほうの肉厚のほうが使っている材質が S G P 管、配管用炭素鋼鋼管のほうの肉厚のほうは 6.9 ミリということで、ステンレス管なので、若干誤差はあるかと思うの

ですが、ほぼ同等と考えています。

(委員長) ほかに質疑はございませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第124号 令和元年度鴻巣市水道事業会計補正予算(第1号)について、

原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第124号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了しました。

これをもちましてまちづくり常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告につきましては、委員長に一任願います。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後3時06分)